

個人情報ファイル簿（単票）

【 健康福祉部 生活支援第2課】

個人情報ファイルの名称	相談受付テーブル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 生活支援第2課	
個人情報ファイルの利用目的	生活自立支援センターの相談者の状況把握、作成計画の確認と決定のために利用する	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 住所、4. 電話番号、5. 来談者氏名、6. 本人との関係、7. 住まいについて、8. 収入について、9. 債務について、10. 仕事について、11. 地域との関係、12. 家族との関係、13. 子育て、14. 介護、15. ひきこもり16. DV/虐待、17. 相談の具体的内容	
記録範囲	生活自立支援センターに相談したことがある者	
記録情報の収集方法	生活困窮者自立支援統計システム相談支援機関業務支援ツール	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市健康福祉部総務	
	(所在地) 〒830-8520 久留米市城南町15番地3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）：令和5年1月13日